

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱の一部改正（2件）</p> <p>・道路の供用開始</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>福 祉 保 健 課</p> <p>道 路 維 持 課</p>
<p>◎ 公 告</p> <p>・令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施</p> <p>・大規模小売店舗の変更事項届出</p> <p>・土地改良区の定款変更の認可（2件）</p>	<p>薬 務 行 政 室</p> <p>経 営 支 援 課</p> <p>農 村 整 備 課</p>
<p>◎ 教育長公告</p> <p>・長崎県公立学校教員採用選考試験の実施</p>	<p>高 校 教 育 課</p>
<p>◎ 選挙管理委員会告示</p> <p>・不在者投票のできる施設の指定</p>	<p>選 挙 管 理 委 員 会 書 記 室</p>

告 示

長崎県告示第373号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和元年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年5月12日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 障害福祉課関係						別表（第2条関係） 障害福祉課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～42 略						1～42 略				
43	長崎県障害者総合支援事業費補助金（新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適	新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止に伴って生じる課題に迅速かつ適	次に掲げる事業に要する経費 (1) 障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業 (2) 就労系障害福祉サービス	10分の10以内 (2)の場合には1事業当たり250万円を限度と	(1)及び(2)社会福祉法人等						

染症対策に係る特別事業分)	切に対応することを図る。	における在宅就労導入支援事業 (3) 特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業	する。)	(3) 市町
---------------	--------------	---	------	--------

長崎県告示第374号

長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の9）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年5月12日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 医療政策課関係					別表（第2条関係） 医療政策課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～18 略					1～18 略				
19 長崎県 新型インフル エンザ 等患者 入院医療 機関設 備整備 事業費 補助金	新型インフル エンザ等発生 時に、必要な 医療資器材に ついてあらかじめ 整備し、医療体制 の強化を図る。	次に掲げる設備 整備に要する経 費 (1)～(3) 略 (4) <u>簡易ベッド</u> (5) <u>体外式膜型 人工肺</u>	略		19 長崎県 新型インフル エンザ 患者入 院医療 機関設 備整備 事業費 補助金	新型インフル エンザ発生時 に、必要な 医療資器材に ついてあらかじめ 整備し、医療体制 の強化を図る。	次に掲げる設備 整備に要する経 費 (1)～(3) 略	略	
20～28 略					20～28 略				
29 長崎県 感染症 外来協 力医療 機関設 備整備 事業費 補助金	新たな感染症に備 え、感染拡大の防 止及び患者に対す る適切な医療提供 体制を確保し、感 染症に迅速かつ適 切に対応すること を図る。	次に掲げる設備 の整備に要する 経費 (1) <u>HEPAフィ ルター付空気 清浄機（陰圧 対応可能なも のに限る）</u> (2) <u>HEPAフィ ルター付パー ティション</u> (3) <u>个人防护具</u> (4) <u>簡易ベッド</u>	略		29 長崎県 感染症 外来協 力医療 機関設 備整備 事業費 補助金	新たな感染症に備 え、感染拡大の防 止及び患者に対す る適切な医療提供 体制を確保し、感 染症に迅速かつ適 切に対応すること を図る。	<u>个人防护具の整 備に要する経費</u>	略	
30～34 略					30～34 略				
35 長崎県 小児死	厚生労働省死亡時	小児死亡事例を 対象とした死亡	1件当 たり	小児死 亡事例					

<p>亡事例に対する死亡時画像診断に係る撮影経費補助金</p>	<p>画像読影技術等向上研修事業の一環として、日本医師会が受託者として行う小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業において、小児死亡事例に対する死亡時画像診断の情報の収集に協力し、もって死因究明体制の整備を図る。</p>	<p>時の画像撮影（C T、M R I 等）に要する経費</p>	<p>5万 4,000 円以内</p>	<p>に対する死亡時画像診断モデル事業に参加登録を行い、日本医師会の確認を受けた県内の医療機関</p>
---------------------------------	--	----------------------------------	-----------------------------	---

障害福祉課関係

1～32 略				
33	長崎県在宅重症心身障害児者短期入所支援事業費	在宅の医療的ケアを必要とする重症心身障害児（重症心身障害者を含む。以下「超重症心身障害児等」という。）を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図る。	(1) 報酬差額 指定短期入所事業所である医療機関（重症心身障害児施設を除く。）が超重症心身障害児等（スコア表の合計が原則10点以上）を受け入れた場合に、当該障害児等が入院した際の診療報酬と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の医療型短期入所サービス費（I）との差額相当を算定した額	(1) 略 略

障害福祉課関係

1～32 略				
33	長崎県在宅重症心身障害児者短期入所支援事業費	在宅の医療的ケアを必要とする重症心身障害児（重症心身障害者を含む。以下「超重症心身障害児等」という。）を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図る。	(1) 報酬差額 指定短期入所事業所である医療機関（国家公務員共済組合連合会佐世保共済病院に限る。）が超重症心身障害児等（スコア表の合計が原則10点以上）を受け入れた場合に、当該障害児等が入院した際の診療報酬と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の医療型短期入所サービス費（I）と	(1) 略 略

			(2) 児童受入対応費 指定短期入所事業所である医療機関（重症心身障害児施設を除く。）が18歳未満の超重症心身障害児等（スコア表の合計が原則10点以上）を受け入れた場合に、当該障害児の受入対応に要した費用	(2) 3分の2以内				の差額相当を算定した額		
			(3) 個室代 指定短期入所事業所である医療機関（重症心身障害児施設を除く。）が超重症心身障害児等（スコア表の合計が原則10点以上）を受け入れた場合に、当該障害児等が利用した際の個室費用	(3) 略				(2) 個室代 指定短期入所事業所である医療機関（国家公務員共済組合連合会佐世保共済病院に限る。）が超重症心身障害児等（スコア表の合計が原則10点以上）を受け入れた場合に、当該障害児等が利用した際の個室費用	(2) 略	

34～43 略

34～43 略

44	長崎県障害者芸術文化活動普及支援事業費補助金	障害者の芸術文化活動を推進し、相互理解や障害者の社会参加の促進を図る。	芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、障害者福祉施設、支援学校等を支援する拠点（「長崎県障害者芸術文化活動支援センター」）の設置及び運営に要する経費	10分の10以内	社会福祉法人等
----	------------------------	-------------------------------------	---	----------	---------

原爆被爆者援護課

原爆被爆者援護課

1～6 略					
7	戦傷病者戦没者遺族等援護	援護団体の育成と事業の促進を図	補助対象者が実施する事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定め	一般財団法人長崎県連合遺

1～6 略					
7	戦傷病者戦没者遺族等援護	援護団体の育成と事業の促進を図	補助対象者が実施する事業に要する経費	予算の範囲内で知事が定め	一般財団法人長崎県連合遺

事業補助金	る。	る額	族会	事業補助金	る。	る額	族会、 長崎県 傷痕軍 人会、 長崎県 傷痕軍 人妻の 会
8及び9 略				8及び9 略			

長崎県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年5月12日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町繁敷字出口道下461番1地先から 五島市富江町繁敷字出口道下461番1地先まで	令和2年5月12日

公 告

令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施（公告）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和2年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年5月12日

長崎県知事 中村 法道

- 1 試験の内容及び期日
筆記試験及び実地試験（実地試験は、実物鑑定ではなく、記述式により行う。）
令和2年8月4日（火） 午前10時から正午まで
大型台風等の災害により試験を実施することができない場合は、令和2年8月18日（火）に延期する。なお、延期した場合の試験場所は、ながさき看護センター（諫早市永昌町23-6）とし、試験時間は、午前10時から正午までとする。
- 2 試験場所
(1) 長崎県庁（長崎市尾上町3-1）
(2) 長崎県総合福祉センター（長崎市茂里町3-24）
- 3 試験の種類
(1) 一般毒物劇物取扱者試験
(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 出願手続
(1) 提出書類（アからウまでは所定の様式による。）
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真票（写真は縦の長さ4センチメートル、横の長さ3センチメートル、正面で、無帽、上半身、受験願書提出前6か月以内に撮影したものとする。裏面に氏名、生年月日を記入し、写真票に貼付のこと。）
エ 戸籍抄本又は個人番号を記載していない住民票抄本（住民票抄本の場合は本籍を記載しているものに限る。）

- (2) 提出部数
1部
- (3) 受験手数料
10,500円（長崎県収入証紙による。）
- (4) 受験願書受付期間
令和2年6月8日（月）から令和2年6月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする（郵送の場合は、令和2年6月19日付けの消印のあるものは有効）。
- (5) 受験願書提出先
長崎市、佐世保市及び長崎県外に居住する受験者は、長崎県福祉保健部薬務行政室（郵便番号850-8570 長崎市尾上町3-1）へ、その他に居住する受験者は、最寄りの県立保健所へ提出すること。
- 5 合格発表
令和2年9月4日（金）午前10時に長崎県庁玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証を送付する。また、長崎県庁ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。なお、試験を令和2年8月18日（火）に延期した場合は、令和2年9月18日（金）に発表する。
- 6 その他
 - (1) 受験願書の「本籍」の欄は、都道府県名（外国籍を有する者は国名）のみ記載すること。
 - (2) 受験票等が確実に届くように住所には、「〇〇方」、「〇〇アパート」等、詳しく記載すること。
 - (3) 受験願書の「受験の種別」の欄は受験する種別の一つを○で囲むこと。
 - (4) 詳しいことは、長崎県福祉保健部薬務行政室又は最寄りの県立保健所に問い合わせること。
 - (5) 受験願書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒（角2型、A4サイズが入る大きさ）に、請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「毒物劇物取扱者試験願書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。
 - (6) 受験場所は選べません。県で指定して、受験者には受験票とともにお知らせします。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和2年5月12日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ハウステンボス
長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1 外62筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
ハウステンボス株式会社 代表取締役 坂口 克彦
長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1
- (3) 変更した事項
 - ① 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
(変更前) ハウステンボス株式会社 代表取締役 澤田 秀雄
(変更後) ハウステンボス株式会社 代表取締役 坂口 克彦
 - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名に関する届出事項の変更
(変更前)

ハウステンボス株式会社 代表取締役 澤田 秀雄 長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1	
株式会社九十九島グループ 代表取締役 吉田 暁司 長崎県佐世保市日宇町2566	

小路谷写真株式会社 代表取締役 麴谷 滯 奈良県奈良市東向南町16番地	
株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役社長 石橋 一郎 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	
株式会社ザ・キッス 代表取締役社長 李 成在 東京都渋谷区道玄坂1-12-1	
有限会社アルデバラン 代表取締役 佐野 裕子 兵庫県神戸市灘区六甲台町8-47-610	平成30年1月31日 退店
有限会社ジーエスハンズ 代表取締役 久貝 弘茂 福岡県筑紫部那珂川町大字恵子3丁目7番地4	平成31年1月6日 退店
村井 幸枝 長崎県佐世保市大和町1141	平成31年1月6日 退店
株式会社クリエイティブヨーコ 代表取締役社長執行役員 脇田 健介 長野県長野市高田667-16R Gビル	平成30年3月31日 退店
株式会社アートプリントジャパン 代表取締役社長 吉田 敏雄 東京都練馬区谷原二丁目1番26号	平成30年2月26日 入店 令和元年10月31日 退店
株式会社ユーハイム 代表取締役社長 河本 英雄 兵庫県神戸市中央区港島中町7-7-4	令和2年1月6日 退店
壇 賢三 福岡県福岡市東区美和台3-23-8	令和2年1月5日 退店
有限会社新日本興業 代表取締役 迎 博行 長崎県佐世保市指方町1014番地	平成29年3月31日 退店
株式会社エモテント 代表取締役 小林 稔 福岡県福岡市博多区中洲5-3-8 アクア博多8F	平成30年6月30日 退店
浦越 孝信 長崎県大村市木場2丁目669番2	平成30年9月30日 退店
株式会社八天堂 代表取締役 森光 考雅 広島県三原市宮浦町3-31-6	平成30年9月2日 退店

外 14者

(変更後)

ハウステンボス株式会社 代表取締役 坂口 克彦 長崎県佐世保市ハウステンボス町1番地1	令和元年5月21日 代表者変更
株式会社九十九島グループ 代表取締役 田中 和彦 長崎県佐世保市日宇町2566	令和元年5月30日 代表者変更
小路谷写真株式会社 代表取締役 麴谷 展 奈良県奈良市東向南町16番地	平成31年3月22日 代表者変更
株式会社ココカラファインヘルスケア 代表取締役社長 塚本 厚志 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目17番6号	平成28年4月1日 代表者変更
株式会社ザ・キッス 代表取締役社長 李 成在 東京都目黒区東山3丁目7番1号	平成29年8月8日 住所変更
株式会社シー・アンドエル 代表取締役 峰 利雄 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目28番13号	平成29年9月1日 入店
株式会社杉養蜂園 代表取締役社長 米田 弘一 熊本県熊本市北区貢町571-15	平成29年11月3日 入店
オウル株式会社 代表取締役 上田 浩行 大分県大分市大字三芳1639番地の3	平成31年4月1日 入店

株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信 東京都品川区大崎1丁目11番2号	平成30年12月1日 入店
株式会社リンガーハット 代表取締役社長 秋本 英樹 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビル14F	平成30年11月9日 入店

外 13者

(4) 変更の年月日

- ① 令和元年5月21日
- ② (3)のとおり

2 届出年月日

令和2年4月23日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和2年5月12日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 南串土地改良区
認可年月日 令和2年4月22日

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月21日総会議決）を認可した。

令和2年5月12日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 山川内土地改良区
認可年月日 令和2年4月24日

教 育 長 公 告

長崎県公立学校教員採用選考試験の実施（公告）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和3年度長崎県公立学校教員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和2年5月12日

長崎県教育委員会
教育長 池松 誠二

1 目 的 長崎県公立学校教員の採用にあたり選考資料とするために実施する。

2 選考を行う校種・職及び教科・科目等と採用予定者数

校種・職	採用 予定者数	教科・科目等別採用予定者数	
小学校教諭	220	一般受験 (216)	
		離島枠 (4)	※詳細については「13 離島教育特別枠採用選考について」を参照
中学校教諭	90	国語 (13) 社会 (9) 数学 (11) 理科 (13) 音楽 (5) 美術 (3) 保健体育 (15) 技術 (3) 家庭 (4) 英語 (14)	
高等学校教諭	50	国語 (7) 地理歴史 [世界史 (2)・日本史 (3)・地理 (2)] 数学 (8) 理科 [物理 (2)・化学 (2)・生物 (1)] 保健体育 (4) 芸術 [音楽 (1)・美術 (1)] 英語 (8) 家庭 (2) 農業 [栽培] (1) 工業 [電気 (2)・建築 (1)] 商業 (1) 看護 (1) 福祉 (1)	
特別支援学校教諭	45	小学部	(20)
		中学部 [国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・英語]	(25)
		高等部 [国語・世界史・日本史・地理・数学・物理・化学・生物・保健体育・音楽・美術・英語・家庭・農業(栽培)・福祉]	
養護教諭	20		
計	425		

(注)① 障害者特別採用選考(採用予定者数20名、詳細については「16 障害者特別採用選考について」を参照)は、一般選考(採用予定者数425名、社会人・スポーツ指導者特別採用選考による採用者数を含む。)とは分けて選考を行う。

- ② 他校種及び他教科・科目との重複出願は認めない。
- ③ 高等学校地理歴史の採用予定者数には、地理歴史と公民の両方の免許を所持する者又は令和3年3月31日までに取得見込みで、公民科目も教えることができる者若干名を含む。
- ④ 高等学校国語、高等学校英語の採用予定者数には、国語又は英語に加え、中国語又は韓国語のいずれかを教えることができる者若干名を含む。
- ⑤ 特別支援学校教諭志願者は、「8 第1次試験(2)筆記試験内容」に示すとおり、受験区分特A・特Bのうち、いずれかを選択して出願すること。また、志願する部(小学部又は中学部・高等部)を選択すること。
- ⑥ 採用にあたって、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用する。
- ⑦ 教員採用候補者の名簿登載期間更新制度(21 『教員採用候補者の名簿登載期間更新制度』についてを参照)による採用者数は、若干名とする。

3 出願資格

次の(1)～(3)を全て満たすこと。

- (1) 昭和46年4月2日以降に生まれた者。

ただし、障害者特別採用選考の志願者、「11 免除申請について」の本免申請者及び一般選考の

高等学校教諭のうち、家庭、農業、工業、商業、看護、福祉の志願者に限り、昭和36年4月2日以降に生まれた者とする。

(2) 志願する校種・職（中学校及び高等学校教諭にあつては志願教科）の普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者。

ただし、次の①～③について留意すること。

① 高等学校国語科教諭、高等学校英語科教諭の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、中国語又は韓国語の教諭普通免許状を有しない者も受験できる。

② 高等学校教諭のうち、家庭、農業、工業、商業、看護、福祉については、《別表》に示す特別免許状による出願ができる。

※ 《別表》は、高校教育課のホームページからダウンロードすること。

③ 特別支援学校教諭については、志願する部（小学部又は中学部もしくは高等部のいずれか）に対応する校種、教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者（令和3年3月31日までに取得見込みの者を含む）。

※ 放送大学、認定講習等で取得中の者は、事前に免許取得の要件を県教育庁教職員課職員免許班（TEL095-894-3334）に必ず確認すること。取得できない場合は採用取り消しとなる。

(3) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。

4 実施要項及び出願に係る書類の入手方法

令和2年5月8日（金）以降、高校教育課のホームページからダウンロードして入手する。

なお、実施要項の郵送希望者は、返信用封筒【**角2号**（24.0cm×33.2cm）、**返信先記入**、**210円郵便切手貼付**】を添えて高校教育課県立学校人事班まで（5(4)出願先と同じ）申し込むこと。

5 出願手続

(1) 出願方法

原則としてインターネットを利用した電子申請で出願すること（必要事項の入力が終わったら、必ず「**入力完了**」ボタンを押すこと）。

ただし、**小学校本免申請者（11 免除申請についてを参照）で、関東会場での受験を希望する者**は、**郵送で出願**すること（関東会場受験希望者の電子申請は不可）。

なお、郵送の場合は、必ず**簡易書留**で送ること。その際、以下の①、②の書類（ダウンロードして作成する）を**封筒【角2号（24.0cm×33.2cm）】**に入れ、志願校種等、教科・科目を封筒の表に**鉛筆で記入**すること。

① 願書（両面印刷すること）

② 各種申請書（該当者のみ）

(2) 身体的な事情により、受験に際して配慮を必要とする場合は、該当欄にその旨を入力すること。

(3) 高等学校国語科又は英語科教諭の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、電子申請に加えて中国語又は韓国語の能力を証明するものを5(4)の出願先まで郵送すること。

(4) 出願先（※校種・職に関わりなく下記に提出すること）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県教育庁高校教育課県立学校人事班

6 出願期間（※早めに出願すること）

令和2年5月18日（月）午前10時～ 5月29日（金）午後5時まで

※ 郵送の場合は5月29日（金）までの消印有効

ただし、**小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者は以下の期間とする（郵送のみ）。**

令和2年5月18日（月）～ 8月31日（月）消印有効

7 受験票の交付

令和2年6月19日（金）発送予定。

ただし、**小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者は令和2年9月4日（金）**発送予定。

※ 受験票が発送予定日後2週間以内（関東受験においては9月9日（水）まで）に到着しない場合や、記載内容に不備等がある場合は、すみやかに高校教育課まで連絡すること。

8 第1次試験

(1) 期日及び試験会場等

期 日	試 験 会 場		
令和2年	長崎県立長崎西高等学校	長崎市竹の久保町12-9	電話 095-861-5106
7月12日（日）	長崎県立長崎工業高等学校	長崎市岩屋町41-22	電話 095-856-0115

時 間		9:00		9:50 10:40		11:30		12:00 12:50		
小学校教諭	受 付 ・ 諸 注 意	教 職 ・ 一 般 教 養 (50)	休 憩	専門教科・科目(80)		昼 食				
中学校教諭				専門教科・科目(80)						
音・美・保体				専門教科・科目(50)	オリエンテーション		実 技			
英 語				専門教科・科目(80)			英会話力テスト			
高等学校教諭				専門教科・科目(80)						
音・美・保体				専門教科・科目(50)	オリエンテーション		実 技			
英 語				専門教科・科目(80)			英会話力テスト			
特別支援学校教諭				特A	専門教科・科目(80)					
				特B	出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む)		出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む)			
養護教諭				専門教科・科目(80)						

- (注)① **試験会場と集合時刻については、受験票送付の際に指定する。**
 ② 試験会場への電話による問い合わせは、試験当日のみとする。
 ③ 高等学校国語科、英語科教諭の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者についても、全て高等学校国語科、英語科教諭と同じ試験を受験することとする。
 ④ 特別支援学校教諭の志願者で、受験区分特Bを選択する者(8(2)を参照)は、出願時に選択した教科・科目(小学校・中学校・高等学校で実施するいずれかの教科・科目と同じもの(実技も含む))を受験することとする。
 ⑤ **各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、第1次試験会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。**
 ⑥ **新型コロナウイルス感染症対策や台風等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合は、長崎県教育庁高校教育課のホームページ等で知らせるので確認すること。**

(2) 筆記試験内容

試験 校種・職	筆 記 試 験 の 内 容 等			
	教職・一般教養	専 門 教 科 ・ 科 目		
小学校教諭	教育原理・教育心理・教育法規等教職に関するもの、及び教員に必要な一般的教養	小学校の全教科		
中学校教諭		出願した教科(英語受験者はリスニングを含む。)		
高等学校教諭		出願した教科又は科目(英語受験者はリスニングを含む。)(ただし、地理歴史・理科・農業・工業については、専門科目のほかに、その教科全般の問題も課す。地理歴史は公民も含む。)		
特別支援学校教諭		受験区分	特A	特別支援教育に関する科目
		特A又は特Bのいずれかを選択	特B	小学校・中学校・高等学校で実施する専門教科・科目のいずれか1つ(実技も含む。)
養護教諭	養護教諭に関する専門教科			

(3) 実技試験及び英会話力テスト内容

校種・職	実 技 試 験 の 内 容 等																		
中学校・高等学校 音楽科教諭	<p>○次のⅠ群～Ⅲ群の中から1つ選択する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">群</th> <th style="width: 30%;">選択項目</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">Ⅰ群</td> <td style="text-align: center;">ピアノ</td> <td>任意の1曲</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">声 楽</td> <td>「イタリア歌曲集1・2」より任意の1曲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">Ⅱ群</td> <td style="text-align: center;">声 楽</td> <td>任意の1曲</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ピアノ</td> <td>バッハ「インベンション」「シンフォニア」から任意の1曲</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">Ⅲ群</td> <td style="text-align: center;">器 楽 (ピアノ以外)</td> <td>任意の1曲(無伴奏でも可) ※楽器については持参すること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">弾き歌い</td> <td>「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日こちらより1曲指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 声楽、器楽において伴奏を希望する場合は、原則受験者による相互伴奏とする(必要な伴奏楽譜等は持参すること)。 ただし、予め伴奏を録音したCDを作成して持参し、そのCD伴奏で演奏することも可とする(CDラジカセ等の再生機器は県教育委員会で準備するが、パソコン等で録音した音源は通常のCDラジカセで再生できないことがあるので注意すること)。</p>	群	選択項目	内 容	Ⅰ群	ピアノ	任意の1曲	声 楽	「イタリア歌曲集1・2」より任意の1曲	Ⅱ群	声 楽	任意の1曲	ピアノ	バッハ「インベンション」「シンフォニア」から任意の1曲	Ⅲ群	器 楽 (ピアノ以外)	任意の1曲(無伴奏でも可) ※楽器については持参すること	弾き歌い	「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日こちらより1曲指定
群	選択項目	内 容																	
Ⅰ群	ピアノ	任意の1曲																	
	声 楽	「イタリア歌曲集1・2」より任意の1曲																	
Ⅱ群	声 楽	任意の1曲																	
	ピアノ	バッハ「インベンション」「シンフォニア」から任意の1曲																	
Ⅲ群	器 楽 (ピアノ以外)	任意の1曲(無伴奏でも可) ※楽器については持参すること																	
	弾き歌い	「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日こちらより1曲指定																	
中学校・高等学校 美術科教諭	<p>○四つ切りサイズの画用紙に静物画を描く。 ○受験者持参品 画架(イーゼル)、カルトン、クリップ、水彩画用具一式 ※ 画用紙は県教育委員会で準備する。</p>																		
中学校・高等学校 保健体育科教諭	<p>○必修…水泳 ○選択…次の1群～3群の中からそれぞれ1種目選択する。 1群(器械運動[マット運動]、陸上競技[ハードル走]) 2群(バレーボール、バスケットボール、ソフトボール) 3群(柔道、剣道、ダンス) ※ 上記のいずれについても、それぞれの運動ができる服装等を準備すること。 (女子の柔道選択者は、道着の下に白のTシャツを着用すること) ※ 柔道着、竹刀・防具類、グラブ等の用具は各自で準備すること。</p>																		
中学校・高等学校 英語科教諭	<p>外国語指導助手の進行により、討論形式で英会話力テストを行う。 (25分程度)</p>																		

9 第1次試験受験時に持参すべきもの

持参すべきもの	注 意 事 項
(1) 受験票	6月中旬に送付されるので、 写真[縦4cm×横3cm、令和2年4月以降に撮影したもの]を貼付 しておくこと。
(2) 写真票	高校教育課のホームページからダウンロードした写真票に、 写真[縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの]を貼付 の上、必要事項を必ず記入しておくこと。
(3) 返信用封筒1通 [長3号(12.0cm×23.5cm)]	返信先を記入 (「～行」と書かず「～様」とする)の上、 100円郵便切手2枚、50円切手1枚及び2円切手2枚 (合わせて254円分)を貼付しておくこと。 ※ 第1次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、8月初旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
(4) 加点申請書及び加点申請に係る書類の原本	加点申請をした者は、 12 加点制度について のとおり、加点申請書及びそれぞれの要件を証明する書類の 原本を持参 し、試験会場で提出すること。本部で原本確認後、試験当日に返却する。
(5) 時計	計時機能のみのものとする(通信機能付きスマートウォッチ等は不可)。

(6) 筆記試験時に特に必要なもの

- ・ 「中学理科」受験者は、目盛付三角定規1組を持参すること。
- ・ 「中高美術」受験者は、目盛付定規を持参すること。
- ・ 「中学技術」受験者は、コンパス、三角定規1組、目盛付定規及び関数機能付電卓を持参すること。
- ・ 「高校工業」受験者は、コンパス、三角定規1組、目盛付定規及び関数機能付電卓を持参すること。
- ・ 「高校商業」受験者は、計算単機能の電卓を持参すること

※(2)写真票と(3)返信用封筒1通は、試験開始前に提出を求めるので、予め準備しておくこと。

10 第1次選考結果の通知 (※ 本県では、下記(1)(2)の方法でのみ結果を通知する。)

- (1) 受験者全員に通知書を発送する (令和2年7月31日(金) 発送予定)。
8月5日(水) までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。
- (2) 高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載する (7月31日(金) 午前10時予定)。
なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

11 免除申請について

下記の区分の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、**免除の可否については、受験票により通知**する。なお、下記の区分の重複申請は認めない。また、「**14 社会人特別採用選考**」、及び「**15 スポーツ指導者特別採用選考**」との重複申請もできない。

区 分	対 象	申 請 要 件	免 除 内 容
体免	中学校・高等学校の保健体育科教諭志願者	国際レベルの大会(オリンピック大会、アジア大会等)に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた者。	第1次試験の全て
臨免	全ての校種・職の臨時的任用等教職員	令和2年度において、本県公立小・中・高等学校・特別支援学校に教職員として臨時的に任用されている者(非常勤講師を含む)で、平成27～令和2年度において、3か年度(障害者特別採用選考は2か年度)以上臨時的任用等教員を経験し、優秀と認められる者(各年度の任用期間は、長短にかかわらず1年と算定する)。なお、本県以外の国公立学校において本務教員の経験又は臨時的任用等教員としての勤務経験がある者で、申請時に平成27～令和元年度までの勤務を証明できるものを提出すれば、勤務歴に加えることができる。	第1次試験の教職・一般教養試験
本免	全ての校種・職の国公立学校本務教員	令和2年4月1日時点において、他自治体の国公立学校本務教員で、受験する校種、教科・科目と同一の本務教員経験を2年以上有している者。	【小学校・特別支援・養護教諭】 第1次試験の全て及び第2次試験の小論文 【中学校・高等学校】 第1次試験の教職・一般教養試験及び第2次試験の小論文
通免	小学校教諭志願者	令和3年度採用選考試験(小学校教諭)の第1次試験の全てを免除する「通知書」が発行された者。ただし、小学校を受験する者に限る。	第1次試験の全て
	中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭志願者	令和2年度採用選考試験の第2次試験結果通知において令和3年度採用選考試験の第1次試験の全てを免除することが記載されていた者。ただし、令和2年度に受験した第2次試験と同一校種教科・科目を受験する者に限る。	

【申請手続き】

各種申請書は高校教育課のホームページからダウンロードし、郵送の場合は両面印刷(両面コピー)で提出すること。

区 分	申 請 手 続 き
体免	電子申請に加えて、「免除申請書（体免）」及び要件に係る大会の賞状の写し（A4判に縮小すること）又は競技団体が発行する成績証明書、あるいは日本代表として出場したことを証明する書類を郵送にて提出すること。
臨免	電子申請に加えて、「免除申請書（臨免）」に必要事項を記入し、 5月12日（火）までに 現在勤務する学校の校長あて提出すること。
本免	<p>県内会場（長崎）受験希望者は、電子申請の際に「免除申請書（本免）」を添付書類として送信すること。</p> <p>※小学校本免申請者は、<u>県内会場（長崎）受験又は関東会場受験を申請時に選択し、関東会場受験希望者は郵送にて提出すること（重複して受験はできない）。</u></p> <p><u>なお、関東会場受験は、県内会場（長崎）受験と出願期間や試験日が異なっているため、申請要件を十分確認すること。</u></p> <p>※関東会場受験の実施日及び試験会場は、「17 第2次試験」(3) 期日及び(4) 試験会場」を参照。</p>
通免	<p>電子申請に加えて、以下を郵送にて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校教諭志願者は「通知書」の写し ・ 小学校教諭以外の志願者は「令和2年度長崎県公立学校教員採用選考試験第2次選考結果に係る通知書」の写し ・ 写真票（写真【縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの】を貼付の上、必要事項を記入したもの。） ・ 返信用封筒1通 [長3号(12.0cm×23.5cm)、返信先を記入（8月初旬に確実に受け取れる住所を記入すること。また、「～行」と書かず「～様」とすること。）の上、100円郵便切手2枚、50円切手1枚及び2円切手2枚（合わせて254円分）を貼付しておくこと。]

12 加点制度について

下記の志願校種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により、第1志望の校種において第1次試験に加点する。加点は最大で2項目、合計6点までとする。なお、出願締切の翌日以降に取得見込みの者については、本制度は適用されないので留意すること。

【加点申請ができる校種・職・要件及び加点される点数】

申 請 要 件	志願校種・職及び加点					
	小 学 校	中 学 校	高 校	特別支援 学校		養 護 教 諭
				特 A	特 B	
① 「司書教諭」の資格を有する者	3	3	3	3	3	
② 教職大学院を修了した者又は在学している者	3	3				3
③ 英検2級以上、TOEFL (PBT) 500点以上、(CBT) 173点以上、(iBT) 61点以上又はTOEIC550点以上のいずれかを有する者 ※小学校受験者については、受験期日は問わない。	3				小学部 3	
③ 英検準1級以上、TOEFL (iBT) 80点以上又はTOEIC730点以上のいずれかを有する者 ※中・高英語（特支B含む）受験者については、平成30年4月1日以降に受験した試験を対象とする。		英語 3	英語 3		中高 英語 3	
④ 特別支援学校教諭普通免許状を有する者	3	3	3			
⑤ 小学校及び中学校志願者のうち、小学校、中学校両方の免許状を有する者	3	3				
⑥ 複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者		3			中学部 3	
⑦ 高等学校教諭普通免許状「情報」を有する者			3		高等部 3	
⑧ 高等学校志願者（福祉以外）で高等学校教諭普通免許状「福祉」を有する者			3			

⑨	特別支援学校の小学部志願者で中学校教諭、高等学校教諭普通免許状を有する者				小学部 3	小学部 3	
⑩	特別支援学校の中学部・高等部志願者で、小学校教諭普通免許状を有する者				中高 3	中高 3	
⑪	視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者				3	3	
⑫	聴覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者				3	3	
⑬	「看護師」の免許状を有する者						3

【申請手続き】

出願時の電子申請システムからの入力に加え、**第1次試験**当日に、「加点申請書」及び下記の各要件を証明する書類の**原本**を提出すること。

①については「修了証書」、②については「教職大学院修了証明書」又は「在学証明書」、③については「合格証」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。

④～⑬については、それぞれの免許状を提出すること。

「加点申請書」は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

13 離島教育特別枠採用選考について

離島における教育の一層の充実のため、地域に根ざし、離島教育に対する熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。

なお、離島教育特別枠採用選考で受験する場合は、小学校の一般受験との併願となる。

対象となる 校種・職	申請要件	採用 予定者数
小学校教諭	採用から10年連続して、原則同一離島市町に勤務できる者。 (離島市町は、対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町を基本とする)	4名

【申請手続き】

電子申請の際に「離島教育特別枠採用選考申請書」を添付書類として送信すること。

「離島教育特別枠採用選考申請書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

14 社会人特別採用選考について

社会人としての柔軟な発想や多様な経験を教育に生かすため、民間企業等の経験者で、専門的な知識・技能を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。申請内容を審査し、社会人特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する。なお、社会人特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般の採用選考試験の対象となる。また、「**11 免除申請**」及び

「**15 スポーツ指導者特別採用選考**」との重複申請は認めない。

対象となる 校種・職	選考上の 特別措置	申請要件 (①～③のいずれかに該当する者)	採用 予定者数
小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭	第1次試験の「教職・一般教養試験」を免除する。	① 民間企業等（公立及び私立の小・中・高・特別支援学校を除く）において、平成25年4月1日以降、令和2年5月31日までに通算5年以上の勤務経験を有する者。 ② 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等として、平成27年4月1日以降令和2年5月31日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者。 ③ 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、合わせてその施設を青少年の利用に供する目的で、国もしくは地方公共団体が設置した青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）において、指導業務の従事者として位置付けられ、平成27年4月1日以降、令和2年5月31日までに通算3年以上の勤務経験を有する者。	若干名 〔採用予定数〕 の1割以内

【申請手続き】

電子申請の際に「社会人特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。

「社会人特別採用選考申請書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

【その他】

第2次選考の合格者には、職歴確認のため在職証明書の提出を求める。

15 スポーツ指導者特別採用選考について

スポーツの分野で卓越した指導実績を有し、教員としての熱意と識見を持った優秀な人材を採用する。申請内容を審査し、スポーツ指導者特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する。なお、スポーツ指導者特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般の採用選考試験の対象となる。また、「11 免除申請」及び「14 社会人特別採用選考」との重複申請は認めない。

対象となる 校種・職	選考上の特別措置	申請要件	採用 予定者数
高等学校教諭	第1次試験の「教職・一般教養試験」を免除する。また、保健体育科教諭志願者は第1次試験の実技も免除する。	平成25年4月1日以降令和2年5月31日までにおいて、国際レベルの大会（オリンピック大会、アジア大会等）に日本代表として出場した選手の指導者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた選手の指導者。	若干名 [採用予定数の1割以内]

【申請手続き】

電子申請に加えて「スポーツ指導者特別採用選考申請書」及び申請要件を満たすことを明らかにする書類を郵送にて提出すること。（大会要項の写し、賞状の写し(A4判に縮小すること)、競技団体が発行する成績証明書等）

「スポーツ指導者特別採用選考申請書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードすること。

16 障害者特別採用選考について

身体障害者等の積極的な社会参加を目指すため、特別採用選考により優秀な人材を採用する。

なお、選考については一般選考とは分けて行う。

対象となる 校種・職	選考上の配慮事項	申請要件	採用 予定者数
小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭	別紙の「障害者特別採用選考申請書」の記載内容により、必要に応じ、第1次試験における受験上の配慮をする。また、実技の免除等も審査の上、行う。	3 出願資格 を満たす者（昭和36年4月2日以降に生まれた者）で、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳及び各都道府県または政令指定都市が発行する療育手帳の交付を受けており、教員としての職務遂行が可能な者。	20名

筆記試験・実技試験において提供可能な合理的配慮の例

点字受験、拡大鏡の使用、問題用紙等の拡大、試験時間の延長、手話通訳者の派遣、補聴器等の聴覚補助具の使用、パソコン等の使用、試験会場・机等の配慮、別室受験 など

【申請手続き】

電子申請に加えて「障害者特別採用選考申請書」を郵送にて提出すること。その際、身体障害者手帳等の写しを「障害者特別採用選考申請書」の所定の欄に貼付すること。

また、障害の種類・程度等により、配慮及び免除に関して希望することを記載して提出すること。

「障害者特別採用選考申請書」用紙は、各自で高校教育課のホームページからダウンロードするこ

と（「障害者特別採用選考申請書」用紙の郵送希望者は、返信用封筒[長3号（12.0cm×23.5cm）、返信先記入の上、84円郵便切手貼付]を添えて請求すること。請求先は5(4)出願先と同じ。）。

17 第2次試験

(1) 第2次試験を受験するよう通知された者のみ、A、B両日程またはC日程の試験を受験する。

(2) 内 容

【第2次試験（A日程）】

- ① 適性検査
- ② 小論文（800字、60分）

【第2次試験（B日程）】

- ① 個人面接（中学校・高等学校英語受験者は、英語による質疑応答を含む。）
 ※ 教科に関する課題面接を含む（養護教諭受験者を除く全受験者を対象とする。）
 ※ 児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む（養護教諭受験者のみ対象とする。）
- ② 実技適性試験（中学校「技術」・「家庭」、高等学校「家庭」・「看護」・「福祉」受験者のみ。）
 ※ 内容については、第2次試験を受験するよう通知する際に知らせる
- ③ 適性検査（本務者免除申請者のみ。）

【第2次試験（C日程）】※小学校本免申請者で、関東会場での受験を希望する者対象

- ① 適性検査
- ② 個人面接（教科に関する課題面接を含む）

(3) 期 日

【第2次試験（A日程）】令和2年8月17日（月）

【第2次試験（B日程）】令和2年8月27日（木）～9月4日（金）のうち指定された1日。

※ ただし、中学校「技術」・「家庭」、高等学校「家庭」・「看護」・「福祉」受験者は、実技適性試験実施のため指定された日を含む2日。

【第2次試験（C日程）】令和2年9月13日（日）

(4) 試験会場

【第2次試験（A日程）】長崎県教育センター

【第2次試験（B日程）】長崎県教育センター

【第2次試験（C日程）】筑波大学東京キャンパス文京校舎

(5) その他

各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、第2次試験会場周辺の公園や公共施設等への駐車は厳禁とする。

新型コロナウイルス感染症対策や台風等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合は、長崎県教育庁高校教育課のホームページ等で知らせるので確認すること。

18 第2次試験受験時に提出すべき書類等

第2次試験を受験するよう通知する際、併せて通知する。

19 第2次選考結果の通知

(1) 令和2年10月9日（金）頃、受験者全員に通知書を発送する。10月14日（水）までに通知書が届かない場合、高校教育課まで連絡すること。

高校教育課のホームページにも合格者の受験番号を掲載する。（10月9日（金）午前10時予定）

(2) 発表日時を変更する場合は、ホームページ上で連絡する。

20 登載・任用等

合格者は、長崎県公立学校教員採用候補者名簿に登載し、任用はこの中から選考して行く。

(1) 名簿登載期間について

校種・職	区分	名簿登載期間
小学校、中学校、養護教諭	I	名簿登載日から令和4年3月31日まで
高等学校、特別支援学校	I	名簿登載日から令和4年3月31日まで
	II	名簿登載日から令和2年12月31日まで

(2) 任用について

校種・職	区分	任用について
小学校、中学校、養護教諭	I	原則として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに任用する。
高等学校、特別支援学校	I	原則として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに任用する。
	II	名簿登載期間に、区分Iの合格者に辞退または定年退職以外の退職希望者が生じた場合、区分IIの合格者の中から順に区分Iとして扱い、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに任用する。

(3) 「区分II」の者のうち任用されなかった者は、同校種・職種を受験する場合に限り令和4年度採用選考試験の1次試験の全てを免除する。

21 『教員採用候補者の名簿登載期間更新制度』について

この制度は、大学院進学予定者又は大学院に在籍する者が、本県の教員採用選考試験に合格した場合に、名簿登載期間の有効期間を大学院修了まで延長できる制度である。

ただし、名簿登載期間の更新は、次年度に書類及び面接により審査し、決定するものとし、複数年の申請を行う者は、1年ごとに更新申請をしなければならない。また、任用にあたっては、原則として大学院修了を条件とする。

なお、名簿登載期間の更新申請の許可を与えるのは、若干名とする。

【申請手続き等】

(1) 大学院進学予定者又は大学院に在籍する者で、名簿登載期間更新の申請を希望する者は、願書の調査事項にその意志を明記する。

(2) 第2次選考結果通知で名簿登載期間の更新申請の許可が与えられた場合は、令和2年12月末までに申請手続きをとることができる。ただし、大学院進学予定者については、令和2年12月末までに大学院の合格が確定した者に限る。

なお、この申請手続きをする場合は、令和3年度の採用を辞退することになる。

(3) 上記(2)の手続き後、令和3年12月下旬に面接を行う(12月中旬までに面接実施の連絡を行う)。面接の際、大学院の在籍証明書及び調査書(指定する所定の様式)を提出する。なお、2年間の延長申請を行う者は、令和4年も同様の手続きを行うものとする。

(4) 更新申請の審査結果については、令和4年1月中に本人あて通知する。

22 第1次試験及び第2次試験の評価について

	試 験	評 価	観 点
第1次 試験	教職・一般教養試験	50点満点	○知識 ○理解
	専門教科・科目試験	100点満点(音・美・体 以外) 50点満点(音・美・体)	
	実技試験	75点満点(中:音・美・体) 100点満点(高:音・美・体)	○技能 ○態度 ○知識(体) ○表現(音・美)
	英会話力テスト	15点満点(中英・高英)	○技能 ○態度 ○知識 ○表現
第2次 試験	小論文	A～Eの5段階評価	○論旨 ○表現
	実技適性試験	A～Eの5段階評価(中技・中家・高家・ 高看・高福)	○技能 ○態度 ○知識 ○表現
	個人面接(教科に関する課題面接、養護教諭受験者は 児童生徒への対応・技能等 に関する課題面接を含む)	10～1の10段階評価	○適性 ○意欲 ○社会性 ○指導力 ○専門性

23 第1次選考及び第2次選考の方法について

- (1) 第1次選考：第1次試験及び提出書類を資料として総合的に選考する。
- (2) 第2次選考：第1次試験、第2次試験及び適性検査、提出書類を資料として総合的に選考する。

24 公開・開示について

- (1) 第1次試験、第2次試験で実施した筆記試験、実技適性試験の問題は、過去5年分を県民センター（TEL:095-826-0141）等で公開している。
- (2) 教職・一般教養、専門教科・科目の試験問題の解答例と配点も、県民センター等で公開する。
- (3) 第1次試験（教職・一般教養、専門教科・科目、実技）の得点及びA～Dの4段階で示した第1次選考の総合判定ランク、第2次試験（小論文、実技適性試験、個人面接）の段階評価及びA～Cの3段階で示した第2次選考の総合判定ランクを希望者に通知する。
- (4) 令和3年度選考試験の第2次試験不合格者の中で下表に該当する者については、令和4年度採用選考試験の第1次試験を免除する。ただし、令和3年度に受験した第2次試験と同一校種・教科・科目を受験する者に限る。中学校、高等学校、特別支援学校及び養護教諭受験者のうち免除対象者には、第2次試験選考結果通知にて知らせる。なお、小学校においては、令和3年度本県公立学校臨時的任用職員志願書の提出方法について、第2次試験選考結果通知後に別途知らせる。

区分	校種・職	対象となる志願者	免除内容
通免	小学校教諭	令和3年度選考試験の第2次試験不合格者 ただし、令和3年度本県公立学校臨時的任用職員志願書を提出した者(非常勤講師を含む)	第1次試験の全て
	中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭	令和3年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者	

25 その他

- (1) 中学校教諭志願者は小学校を第2志望とすることができる。
ただし、次の①～③について留意すること。
 - ① 小学校教諭普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者に限る。
 - ② 中学校第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験の受験対象とする。
 - ③ 中学校第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験合格とする。
- (2) 小学校、中学校及び高等学校の教諭志願者は、特別支援学校を第2志望とすることができる。
ただし、次の①～③について留意すること。
 - ① 特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者に限る。
 - ② 特別支援学校で採用のない教科・科目は希望できない。
 - ③ 採用後の校種変更はできない。
- (3) 養護教諭志願者は高等学校看護教諭（助教諭）を第2志望とすることができる。
ただし、養護教諭免許状に加え、高等学校教諭普通免許状「看護」もしくは看護師免許を有する者に限る。（養護教諭免許状と看護師免許しか有しない場合は、高等学校看護助教諭としての採用となる。）また、看護教諭（助教諭）として採用し、原則6年間の任用後、養護教諭として任用することがある。
- (4) この募集要項による選考審査で、採用予定者が確保できない校種、教科・科目等が生じた場合には、別に特別選考を実施する場合がある。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和2年5月12日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
小規模特別養護老人ホーム 淡淡荘	島原市江里町乙2010番地1	令和2年4月23日
介護医療院 からこ	諫早市森山町唐比西1165	令和2年4月23日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市権島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト